

令和 8 年度盛岡市美食王国もりおかイノベーション事業補助金 募集要領

この要領は、令和 8 年度美食王国もりおかイノベーション事業を実施するため必要な事項を定めるものです。

なお、補助金の交付に当たっては、本要領に定めるもののほか、盛岡市補助金交付規則（昭和 50 年規則第 27 号）及び美食王国もりおかイノベーション事業補助金交付要綱（令和 7 年 4 月 14 日告示）（以下、「要綱」という。）に定めるところによります。

1 目的

盛岡産農畜産物等を活用した事業を支援することで、盛岡産農畜産物等の利用拡大及びその産地としての認知度の向上を図ることを目的とします。

2 事業の概要

市は、「1 目的」の達成に資するような商品・サービスの開発や提供を行う事業を募集し、その中から令和 8 年度美食王国もりおかイノベーション事業として選定し、交付決定を行う事業（以下、「採択事業」という。）に要する経費に対して補助金を交付します。

3 事業の対象者

盛岡産農畜産物等を活用した事業に取り組もうとする市内外の事業者または生産者が対象です。

4 応募者の資格条件

応募者の資格条件は次の各号に該当する者としてします。

- (1) 直近の国税及び盛岡市税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員である団体でないこと。
- (3) 政治活動若しくは宗教活動を目的としない法人その他の団体であること。
- (4) 公序良俗に反する事業または社会通念上不適切であると判断される事業を行っていないこと。

5 補助内容

補助年数	同一の事業について、連続した 2 年度（2 回）を限度に補助
補助上限額	2 年度の上限額は 240 万円、かつ単年度の上限額は 160 万円
補助率と補助額	対象経費の 5 分の 4 に相当する額（1,000 円未満は切り捨て）
補助対象経費	人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費及び設備の整備費その他市長が必要と認める経費 ※詳細は別紙を参照

<留意事項>

最長で同一事業に 2 年度（2 回）の補助を行いますが、採択は年度ごととします。そのため、8 年度の採択時に次年度の採択を確約するものではなく、9 年度も継続事業として応募し、採択される必要があります。ただし、継続事業については、プレゼンテーション審査を省略し、8 年度末に書面等による審査を行うこととし、審査結果によっては、9 年度の 4 月から事業開始できる場合があります。

なお、令和 9 年度の実応募については、当該年度の予算成立が条件となります。

6 事業期間

補助金交付決定日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。

7 採択件数

令和 8 年度の新規採択件数は最大で 3 件とします。

8 募集する事業

「1 目的」に資するもので、次の内容を全て満たす事業とします。

- (1) 盛岡産農畜産物等を活用し、商品・サービスの開発や提供に取り組むもの
盛岡産農畜産物等とは、市内に住所を有する生産者が、市の区域内のほ場で生産する農畜産物（当該農畜産物及び盛岡広域圏の区域内のほ場で生産された農畜産物が混在している場合を含む。）をいいます。
- (2) 本補助金による補助終了後も事業継続を計画しているもの
補助終了後は、売上等により事業資金を確保することで、補助が無くても継続できる事業計画を立てていただく必要があります。なお、補助事業終了から 3 年間は事業の実施状況について報告をしていただきます。
- (3) 新規の取組または既存の取組の拡充となるもの
既存の商品やサービス、開発中の商品などを扱う場合は、リブランディングや販路拡大、生産規模の拡大など「1 目的」に資する取組は拡充の対象となります。ただし、既存商品の原材料を盛岡産農畜産物等に切り替えるのみなどの現状維持と判断される取組は対象外です。
- (4) 選定事業の進捗状況や結果を公表することについて同意し、かつ自らも積極的に PR するもの
採択事業に係る成果物（商品、チラシ、カタログ、WEB ページ等）に、美食王国もりおかロゴマークを掲載するか、盛岡産農畜産物を使用している旨を記載する必要があります。
(良い例)
 - ・商品名に「盛岡」と「農畜産物名」が含まれている。
 - ・商品パッケージのいずれかの面に「盛岡産〇〇使用」と記載されている。(悪い例)
 - ・「盛岡クッキー」のように農業の生産地としての認知度向上につながらない表記。

(5) 原則として、成果物をもりおか元気応援寄附金（ふるさと納税）に係る返礼品に登録するもの

事業者向けの商品・サービスの開発など、一般消費者向けではない成果物の登録は必須ではありません。

(6) 他の行政機関及び団体等から補助金、助成金等の交付を受けないもの

9 応募方法

(1) 募集スケジュール（予定）

募集開始	事前相談・質問 受付期限	応募期限
令和8年2月26日	5月8日	5月14日

(2) 事前相談

応募にあたっては、「9(1) 募集スケジュール」に示す期間内に電子メールにより必ず事前相談をしてください。

なお、メールの件名は「美食王国もりおかイノベーション事業補助金の事前相談」としてしてください。

(3) 応募書類

	提出書類	様式番号	部数
ア	応募申請書	要領様式第1号	1部
イ	事業計画書	要領様式第2号	7部
ウ	収支予算書	要領様式第3号	7部
エ	申請者の概要	要領様式第4号	7部
オ	前年度の決算書またはこれに代わるもの	任意様式	7部
カ	定款、会則又はこれに代わるもの ※1	任意様式	7部
キ	暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団の構成員と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書	要領様式第5号	1部
ク	国税の納税証明書（その3の3または、その3の2） 【写し可】 ※2		1部
ケ	盛岡市税の納税証明書【写し可】 ※2		1部
コ	使用印鑑の印鑑証明書【原本】 ※2 ※3		1部

※1 個人が申請する場合において、該当するものがない場合は提出不要です。

※2 申請書提出日の直前3カ月以内に発行されたものを提出してください。

※3 個人または法人の代表者の署名がなく、記名押印する場合は提出してください。

(4) 提出方法

応募書類は、持参または郵送（簡易書留、レターパックまたはゆうパックに限る。）で提出してください。

(5) 提出先

下記の「13 問い合わせ先（提出先）」のとおりです。

(6) 質問の受付及び回答

ア 質問の方法

募集に関する質問は、「9(1)募集スケジュール」に示す期間内に、電子メールで下記の「13 問い合わせ先(提出先)」のメールアドレスあて送信してください。

なお、メールの件名は「美食王国もりおかイノベーション事業補助金の質問」としてください。

イ 質問への回答

質問の送信日からおおむね3日以内(土・日・祝日を除く)に盛岡市公式ホームページに回答を掲載します。ただし、審査に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答します。

(6) 応募に係る留意事項

ア 応募書類等は、盛岡市公式ホームページからダウンロードしてください。

イ 収支予算書は、消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、消費税相当額(含む地方消費税相当額。以下同じ。)を含む金額としてください。

ウ 応募に要する費用は、応募者の負担となります。

エ 応募書類は返却しません。

10 審査方法

(1) 審査スケジュール(予定)

応募期限	一次審査結果 通知	最終審査会	最終審査結果 通知	交付決定
5月14日	5月22日	5月29日	6月3日	6月10日以降

(2) 審査方法

補助対象外の経費も含め、事業計画全体を審査します。

ア 一次審査(書類審査)

応募者が5者以下の場合は、資格要件の審査のみ行います。応募者が6者以上の場合は応募書類による書類審査を実施し、5者以内に選考します。

イ 最終審査(プレゼンテーション審査)

プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を非公開で実施し、3者以内に選考します。応募者は提出する応募書類とは別に、プレゼンテーション審査用の資料を作成し、当日使用することができますが、内容が事業計画書と乖離することのないように留意してください。

なお、プレゼンテーション審査用の資料の枚数は、10枚を上限とします。

(3) 審査基準

基本評価項目を100点、追加評価項目加算を最大5点として、次に掲げる基準で審査します。

なお、一次審査では下記の基準のうち、基本評価項目のア及びイを重点的に審査します。

【基本評価項目】

- ア 「1目的」への適合性
- イ 事業の実現性
- ウ 事業の継続性
- エ 予算の妥当性
- オ 実施体制

【追加評価項目】

- カ 集出荷・一次加工体制の整備

(例)

- ・食品製造事業者向けの一次加工商品の開発
- ・生産者と飲食店をマッチングし、集荷と配送をするサービスの提供
- ・農畜産物を集荷し、首都圏で消費者向けに販売するサービスの提供

(4) 審査期間における応募者への質問

応募書類提出から審査結果通知までの間、審査員からの質問等について、応募者に回答を求める場合があります。

(5) 審査における意見等の反映

原則として、応募書類提出後の事業内容の変更は認めませんが、審査において審査員から意見が出された場合は、事業内容の修正を求める場合があります。

(6) 審査結果

一次審査及び最終審査の結果は、「10(1) 審査スケジュール」のとおり応募者へ通知するほか、最終審査の結果は盛岡市公式ホームページ等により公表します。

なお、審査結果に対する異議は認めません。

(7) 審査に係る留意事項

応募者が審査を受けるにあたり必要となる費用（審査会出席に係る旅費等）は、応募者の負担となります。

11 交付決定

最終審査で選定された応募者（以下、「最終選定者」という。）は、交付申請に関する書類を市へ提出してください。その後、市の手続きを経て、補助金の交付が決定されます。交付申請の手続きについては、最終選定者へ別途連絡します。

なお、最終選定者が消費税の課税事業者（簡易課税事業者を除く。）の場合、原則として、消費税の納付税額の計算において仕入税額控除される金額を差し引いた額での交付決定となります。

12 その他

(1) 採択事業の実施に係る留意事項

ア 事業にかかる経費は、採択事業の事業実施期間内に支払いを終えてください。

イ 採択事業の内容等を変更したい場合は、事前に市に相談し、承認を得てください。

ウ 補助金を活用し、単価 5 万円以上の財産形成（財産の取得や効用増加）を行った場合は、その財産の処分について市の承認が必要となります。

エ 事業期間中に市から定期的に事業の進捗状況を確認します。

(2) 採択事業に係る経理

ア 補助対象経費の支払いに、金券、商品券、各種ポイント等は使用できません。

イ 事業費の収支を明らかにした書類等を整備し、事業完了後、5 年間保存してください。

(3) 補助金の前金払い

補助金は原則として事業完了後の支払いとなります。ただし、採択事業実施者から前金払の請求があり、必要と認められる場合は、必要と認められる金額を 1 回のみ前金で支払います。

(4) 収益納付

採択事業実施期間内に、補助金を活用して直接的な収益（収入から経費を引いた額）が生じた場合は、交付すべき補助金額から相当する金額を差し引いて交付することがあります。

※詳細は別紙を参照

(5) 補助事業を変更または中止する場合について

採択事業者は、補助事業の内容を変更または中止する場合には、その事由が発生してから速やかに、要綱に定める書類を提出してください。

なお、その際に事業費の変更が伴う場合は、事業費の増減を確認できる資料を添付してください。

(6) 事業の完了及び請求手続きについて

事業完了後 14 日以内又は令和 9 年 3 月 31 日までのいずれか早い日までに、要綱に定める書類を提出してください。完了報告書を確認後、補助金額を確定し通知します。

その後、補助金額確定通知から 14 日以内に補助金交付請求書を提出してください。

13 問い合わせ先（提出先）

盛岡市農林部農政課食と農の連携推進室

所在地 〒020-8531 盛岡市若園町 2 番 18 号 盛岡市役所若園町分庁舎

電話 019-626-2270

電子メール nosei@city.morioka.iwate.jp